

船舶インシデント調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和5年9月9日 10時00分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島東方沖 丸亀港昭和町防波堤灯台から真方位293° 1.4海里付近 （概位 北緯34° 18.8′ 東経133° 44.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート匡志丸Ⅲは、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 匡志丸Ⅲ、5トン未満（長さ7.47m） 250-35046香川、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力169.20kW、回転数毎分3,600、6気筒、ボア94mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、高見島東方沖の釣り場において、魚群探知機、オーディオ機器及び船内トイレの換気扇を作動させた状態で、主機を停止して漂流し、釣りを行っていた。</p> <p>船長は、約1時間30分釣りを行った後、潮流で流されたので本船を移動させる目的で主機を始動しようとしたが、セルモーターが回らず、始動できなかった。</p> <p>船長は、ジャンプスターターを使用するとともに、電力の供給元をメインのバッテリーから予備のバッテリーに切り替えたが、主機を始動できなかったので、118番通報し、来援した海上保安官の指示を受けてマリーナに救援を求め、本船は、来援した船舶にえい航されて帰港した。</p> <p>船長は、ふだん、月に2回程度、本船を使用して釣りを行っており、釣りをを行う際に主機を停止するかどうかは対象魚によって変えていたが、魚群探知機等を作動させた状態で釣りをを行うことが多かった。</p> <p>船長は、年に1回、メインのバッテリーを満充電するようにしてお</p>

	<p>り、直近では令和5年3月に満充電していたので、魚群探知機等を作動させた状態で長時間の釣りを行っても、バッテリーが過放電することはないと思っていた。</p> <p>船長は、出航前にメインのバッテリーの電圧を点検して異常がないことを確認していたが、予備のバッテリーについては、ふだん使用することがほとんどなく、点検していなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、主機を停止して漂流中、魚群探知機等の機器類を作動させた状態で釣りを行ってバッテリーが過放電となったことから、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が主機を停止して漂流中、船長が、魚群探知機等の機器類を作動させた状態で釣りを行ってバッテリーが過放電となったため、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機を停止して釣りをを行う場合、バッテリーの蓄電容量が極度に低下することがないように、不要な電気機器等を停止させるとともに、電気機器等を長時間連続で使用しないこと。 ・ 船長は、出航前、予備のバッテリー、ジャンプスターター等の船外機を始動させる機器も点検すること。